

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 オセヤ	茨城県ひたちなか市表町6番8号	2-004720 4-004197

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年12月16日 ~ 令和6年4月15日(4箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社オセヤは、ひたちなか市が発注した「各旧学校施設解体工事設計業務委託」において、契約期間内に業務を完了できず、今後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことから契約解除の申し出があり、令和5年11月30日に契約解除となった。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる(契約違反)第4項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 共通仕様書・契約書等違反又は経営審査切れ (2)・(3)・(4) 略	当該認定をした日から 1月以上6月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111